



大宮運転区分会組合員への

不当処分・不当転勤 を許さない！

【経過】

- 12月22日 ・大宮運転区分会組合員のAさんが当直から23日の休日出勤の依頼を受ける。
- 12月23日 ・Aさんが日勤行路乗務のため出勤する。変形勤務者がいたのでB副長に「変形がいるのに休日出勤はおかしいのでは、休日出勤の意味がないので帰ります」と伝える。
・B副長は「代替えの乗務員を探す」と言ったのでAさんは帰宅する。
- 12月26日 ・現場長から経緯を聞かれたので説明する。
- 1月11日 ・状況報告書を記入し提出する。
- 1月19日 ・「戒告」の懲戒処分と「〇〇駅への異動」の事前通知が出される。処分の理由は「業務の指示をされていたにもかかわらず、管理者の承認を得ずに無断で帰宅したことは社員として著しく不都合な行為であるため」とし、異動までの勤務は日勤となる。

Aさんは管理者の承諾を得ずに無断で帰宅していません。帰宅する事に対しても「嫌な思いをさせてごめん」と言われています。

こんな会社で良いのでしょうか？